

地区計画の区域内における行為の届出について（ご案内）

「地区計画」とは、安全で快適な街並みの形成や良好な環境の保全などを目的に、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めたものであり、木津川市では、地区計画の内容を建築物の制限に関する条例で規制しています。

地区計画の区域内で建築の行為等をされるときは、行為に着手する30日前までに都市計画課への届出が必要になります。

○対象地域

木津川台地区、木津南地区（州見台、梅美台）、木津中央地区（城山台）、相楽リサーチパーク地区、高の原地区、木津駅前地区、木津庁舎周辺地区、加茂駅周辺地区、当尾の郷会館地区

山城町の各地区

※詳しくは都市計画課で確認してください。

○届出の対象となる行為

- ・建築物の新築・増築等
- ・工作物（擁壁等）の建設
- ・土地の区画形質の変更
- ・垣、柵等の設置等

○届出

届出者（代理人）は、地区計画の区域内における行為の届出書正副2部（以下書類）を、行為に着手する30日前までに都市計画課に提出してください。受付後約2週間で、受理印を押印した届出書（副本）を返却します。

- ・届出書
- ・平面図、立面図、断面図
- ・委任状
- ・求積図（敷地面積、建築面積、床面積）
- ・誓約書
- ・造成計画図（土量計算資料）
- ・付近見取図
- ・擁壁、垣、柵の配置図等
- ・配置図
- ・その他参考になる資料

※届出書、委任状、誓約書は押印が必要です。

※建築物、擁壁、垣、柵等の内容が確認できる図面を添付してください。

○様式

届出書・委任状・誓約書は、以下HPからダウンロードしていただけます。

<http://www.city.kizugawa.lg.jp/>

○問い合わせ

木津川市役所 都市計画課 開発指導係（市役所3階）

電話：0774-75-1222

FAX：0774-72-3900

E-mail：tokei@city.kizugawa.lg.jp